

带状疱疹定期予防接種について

国の方針により、带状疱疹予防接種は令和7年4月から定期予防接種(B類疾病)になり、一部の自己負担で接種できるようになります。

定期接種の対象者

- ・年度内に65歳になる方
- ・60歳以上65歳未満で、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方
- ・65歳以上の方は、令和7年度から令和11年度までの5年間に限り、5歳年齢ごと（70、75、80、85、90、95、100歳）に対象者になります。
- ・101歳以上の方は、令和7年度のみ対象者になります。



接種期間

令和7年4月1日～
令和8年3月31日

※令和7年3月31日以前、
令和8年4月1日以降の
接種は、全額自己負担に
なります。

使用ワクチン・回数

使用ワクチン・回数	接種回数	接種できない方	自己負担額
乾燥弱毒生水痘ワクチン (生ワクチン:ピケン)	1回	免疫不全者、免疫抑制治療を受けている方	個別通知でお知らせします
乾燥組換え帯状疱疹ワクチン (組換えワクチン:シングリックス)	2回 ※2か月の間隔を置く (標準的な接種間隔) ※接種間隔が2か月を超えた場合は、6か月後までに2回目の接種を行う。	免疫の状態にかかわらず接種可能	

- ・ 带状疱疹ワクチンは、同じ種類のワクチンを接種します。
- ※1回目に生ワクチン、2回目に組換えワクチンを接種することはできません。逆も同様です。

その他

- ・ 带状疱疹にかかったことがある方も、定期接種の対象になります。
- ・ 定期接種の対象者が、既に一部の接種を令和7年3月31日以前に行った場合は、残りの接種を定期接種として取扱います。
※1回目は任意接種として扱い、2回目のみを定期接種として扱います。



令和7年3月以前に帯状疱疹の予防接種を受けたことがある方について

予診票が届いた方でも、既に带状疱疹の予防接種を規定の回数接種した方は基本的に対象となりませんが、予防接種を行う必要があると医師により判断された場合、定期予防接種の対象になります。

- 問い合わせ先 子ども未来課 町民健康係 TEL 72-3127(内線223)

【幼兒教育・保育無償化】

認可外保育施設等を利用している方の 利用料無償化手続きについて

認可外保育施設等の利用を希望される方が「利用料の無償化」の対象になるためには、事前に「認定」を受けていただく必要があります。

対象施設・事業

- 新制度未移行幼稚園
- 認可外保育施設
- 病児・病後児保育事業
- 幼稚園・認定こども園（幼稚園部）
の一時預かり事業

無償化の対象者と上限額

対象者	子どもの年齢	要 件	無償化の上限額
新制度未移行幼稚園を利用希望の方	満3歳～5歳児クラス	新制度未移行幼稚園を利用していること	25,700円/月
認可外保育施設、病児・病後児保育事業を利用希望の方	3歳～5歳児クラス	保育の必要性があること	37,000円/月
	0歳～2歳児クラス	市町村民税非課税世帯かつ保育の必要性があること	42,000円/月
幼稚園・認定こども園(幼稚園部)の一時預かり事業を利用希望の方	3歳～5歳児クラス	保育の必要性があること	11,300円/月

※通園送迎費、行事費、延長保育料等は保護者負担になります。

※認可保育所、認定こども園(保育園部)、地域型保育事業、企業主導型保育事業を利用していない方が対象です。

- 申請 認定希望月の前月1日～末日まで(土曜・日曜、祝日を除く)に申請書類を直接
子ども未来課へ提出してください。申請書類は子ども未来課で配付しています。
- 問い合わせ先 子ども未来課 子育て支援係 TEL 72-3127(内線227)



令和7年 春季全国火災予防運動について

実施期間 3月1日(土)～7日(金)までの7日間

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死傷者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的としています。

空気が乾燥している時期ですので、より一層の火災予防に努めましょう。

2025年管内児童防火標語

火を使う
それはせきにん
火の用心

住宅防火 いのちを守る 10のポイント —4つの習慣・6つの対策—

〈4つの習慣〉

- 寝たばこは、絶対しない、させない。
- ストーブの周りに、燃えやすいものを置かない。
- こんろを使うときは火のそばを離れない。
- コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

〈6つの対策〉

- 【出火防止】 ストープやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
 【早期覚知】 火災の早期発見のため、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
 【延焼拡大防止】 火災の拡大を防ぐため、寝具、衣類及びカーテンは、防災品を使用する。
 【初期消火】 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
 【早期避難】 お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
 【地域の助け合い】 防火防災訓練への参加など地域ぐるみの防火対策を行う。

- 問い合わせ先 総務課 総務係 TEL 72-3111(内線113)

